

2017.12.6

小金井市条例の庁内調整条例案について

地域自立支援協議会 委員 森田史雄

小金井市条例の庁内調整条例案が提示されましたが、意見を述べます。

1. 地域自立支援協議会で2年間検討し、今年3月の市民意見交換会の市民意見を取り込んだ地域自立支援協議会条例案と比べて、庁内調整条例案は虐待に関する諸条項及び第15条のインクルーシブ教育が削除されており、小金井市条例としての特徴がなくなっています。地域自立支援協議会としては不本意であることを強調し市民の意見を聞いてください。

また、市民意見交換会から9か月も経っておりますので、その間の経緯についても市民への説明が必要と考えます。

2. 「相互理解の促進」には子どものころからの教育が重要であるとの市民意見交換会の市民意見を取り入れ、地域自立支援協議会条例案第7条2項に、先発の八王子市改正条例を踏まえて追加しましたが、庁内調整条例案では内容が後退しております。また、(相互理解の促進)ではなく(教育)としています。

自立支援協議会条例案 第7条2項 (相互理解の促進)

「市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障害、障害者及び共生社会について正しい知識と理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施に向けて相互に連携を図るものとする。」 アンダーライン部分が抜けています。

庁内調整条例案 第10条2項 (教育)

「市は、幼児、児童、生徒が障害及び障害者に関する正しい知識を持つための教育が行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」 努力義務になっています。

- ・正しい知識だけではなく、理解を深めるための教育が重要
- ・八王子市改正条例は(市民等の理解の促進)に障害理解教育として追加された。
- ・東京都条例は名称を「障害者への理解促進及び差別解消のための条例」
差別解消のためには先ず障害者への理解促進が重要“障害及び障害者・障害の社会モデルの理解を深めるための啓発・教育をおこなうこと”

庁内調整条例案第10条2項(教育)は第9条2項(相互理解の促進)とするのが妥当です。

3. 庁内調整条例案第10条(教育)に地域自立支援協議会条例第15条(インクルーシブ教育)を入れる。 障害者教育及び“共に学ぶ”教育が大切

以上